

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	国家公務員共済組合連合会呉共済病院看護専門学校
設置者名	国家公務員共済組合連合会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	看護科	夜・通信	104 単位	9 単位	
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

希望されるすべての方に対して、学校で閲覧又は資料配布をしている。

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名 なし
(困難である理由)

様式第 2 号の 2－②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第 2 号の 2－①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	国家公務員共済組合連合会呉共済病院看護専門学校
設置者名	国家公務員共済組合連合会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	運営会議
役割	「呉共済病院看護専門学校運営・管理規定」第 2 章「運営会議」（第 7 条）の審議事項に基づき検討している。 「学校運営会議」では、教育方針・教育計画・教育内容に関する事項を討議し、次年度の課題を明らかにしカリキュラム作成に反映させている。また、学校の予算・決算に関する事項を報告し、教材等に関する内容を検討し学生の学習環境が整うようにしている。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
呉共済病院 看護部長	R7 年 4 月 1 日～ R8 年 3 月 31 日	実習調整
呉共済病院 相談役	R7 年 4 月 1 日～ R8 年 3 月 31 日	非常勤講師（生命維持をつかさどる機能の病態治療）
（備考）		

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	国家公務員共済組合連合会呉共済病院看護専門学校
設置者名	国家公務員共済組合連合会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 必要時、教育会議で授業内容や方法について評価・検討しており、11 月頃行われる教育会議では、それまでの討議内容を踏まえ、次年度のカリキュラムについて検討している。また、授業修了時に学生から授業評価を取っている。これらの内容を、反映させながら授業担当者が講義前もしくは開始時までには授業計画(シラバス)を作成している。提出されたシラバスはその都度、学生に配布し、希望するすべての方に学校で閲覧または資料提供している。	
授業計画書の公表方法	授業計画はすべての学生に配布している。 また、希望されるすべての方に対して、学校で閲覧又は資料配布している。
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 学則「第 5 章 成績の評価、授業科目修了の認定及び卒業」に基づき「単位取得の認定及び成績評価に関する規定」を定め単位認定を行っている。 成績評価は、担当講師が決定し、本校で定められた基準で評価する。成績は 100 点満点の点数で評価し、60 点以上を及第点としている。80 点以上を優、79～70 点を良、69～60 点を可、59 点以下を不可とし、優・良・可が単位認定となる。 学則「第 5 章 成績の評価、授業科目修了の認定及び卒業」は次のとおりである。 第 5 章 成績の評価、授業科目修了の認定及び卒業 (履修単位数及び時間数) 第 21 条 学生は、本学則第 11 条に定める授業科目について、科目ごとに定める単位数及び時間数を履修し、104 単位以上 3105 時間以上を履修しなければならない。 尚、修得単位数及び時間数は次のとおりとする。 (1) 基礎分野 14 単位以上 (2) 専門基礎分野 23 単位以上 (3) 専門分野 67 単位(臨地実習 23 単位を含む)以上	

(授業時間数の単位数への換算)

第 21 条の 2 本学校の授業時間数を単位数に換算する場合において、1 単位の授業科目を 45 時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次のように定める。

(1) 講義及び演習については、1 単位の授業時間数は 15 時間以上 30 時間までとする。

(2) 実験、実習及び実技については、1 単位の授業時間数は 30 時間以上 45 時間までとする。

(3) 臨地実習については、1 単位の授業時間数は 45 時間とする。

(単位修得の認定)

第 22 条 学生が所定の授業科目を履修した場合には、成績の評価を行い合格した者に対し、単位の修得を認定する。

2 成績評価は、学科試験、実習の成績その他の方法によって行う。

3 成績評価は、優、良、可、不可をもって表し、優、良、可を合格とする。

4 やむを得ない事由により試験又は実習を受けることができなかった者に対しては、追試験又は補習実習を行うことができる。

5 学科試験又は実習の成績に不合格の授業科目がある者に対して、再試験又は再履修をさせることができる。

6 成績評価並びに単位修得の認定についての細則は別に定める。

(大学や他の医療関係職種の学校養成所等で履修した単位の認定について)

第 22 条の 2 放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表第 3 に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容及び時間数を評価し、本学校における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で、本学校における履修に替えることができる。

・ 歯科衛生士・診療放射線技師・臨床検査技師・理学療法士・作業療法士・視能訓練士

・ 臨床工学技士・義肢装具士・救急救命士・言語聴覚士

なお、保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表 3 備考 2 にかかわらず、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 40 条第 2 項第 1 号の規定に該当する者で本学校に入学したものの単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成 20 年厚生労働省令第 42 号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和 62 年厚生省令第 50 号）別表第 4 に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（平成 20 年文部科学省・厚生労働省令第 2 号）別表第 4 に定める「人間と社会」の領域に限り、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本学校における教育内容に相当するものと認められる場合には、本学校における履修に替えることができる。

(卒業の要件)

第 23 条 本学校を卒業するためには、学生は 3 年以上在学し、次の各号に該当する者でなければならない。

(1) 本学則に定める授業科目について、科目ごとに定める単位数及び時間数を履修している者

(2) 各授業科目の成績評価に合格し、規定の授業科目の単位修得を認定された者

(3) 当該学年において、欠席日数が出席すべき日数の 3 分の 1 を超えていない者

(卒業の認定及び専門士の称号の付与)

第 24 条 学校長は、本学校所定の課程を修了したと認定した者に対し、卒業の認定を与える。

2 卒業認定者には、学校長より卒業証書及び専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

本校では、GPAの導入はしていない。但し、所属学年において履修した全科目の得点で個々の平均点を算出し、所属する学年での位置を個々が把握できるようにしている。

算出方法

履修科目の成績評価を点数化し、全科目の平均点を算出する。(100点満点で点数化)

客観的な指標の
算出方法の公表方法

学生には、「学生便覧」を配布し説明している。また、年度末には成績表にして保護者と個人に郵送している。
希望されるすべての方に対して、学校で閲覧又は資料配布している。

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

学則「第5章 成績の評価、授業科目修了の認定及び卒業」に基づき「進級・卒業の認定に関する規定」を定め卒業認定を行っている。

本校の定める在籍期間在学しており、出席すべき授業日数の3分の2以上出席し、定められた全ての履修科目の成績評価に合格し単位修得をしている者に対して、卒業認定を行っている。

本校での卒業時の特性（期待される卒業生像）は次のとおりである。

1. 生命の尊厳と高い倫理観に基づいた豊かな人間性を養う。

1) 生命を尊び、人間は唯一無二の存在であることを理解し行動できる。

2) 何事に対しても誠実に対応し、人の心に寄り添える姿勢が身に付いている。

3) 人々の多様な価値観、生き方を尊重し、対象の権利を守る姿勢が身に付いている。

4) 自己の言動に責任をもち、自律している。

5) 協調性を大切にし、自己の意見を述べることができ、かつ他者の意見を受け入れ人との関係性を築ける。

2. 人間を総合的に捉えるとともに、生活者として理解できる能力を養う

1) 看護の対象を身体的・精神的・社会的・霊的に統合された存在として捉えることができる。

2) 看護の対象は社会に属し、多様な文化の中で生活している人であることを理解している。

3. 臨床判断に基づいて看護が実践できる基礎的能力を養う。

1) あらゆる発達段階や健康レベルにある人々に対して、健康上の課題を科学的根拠に基づいて思考し看護が実践できる。

4. 人々の生命・生活を守るための保健・医療・福祉システムにおける看護の役割を理解し、多職種と連携・協働できる基礎的能力を養う。

1) 保健・医療・福祉システムにおける看護の役割とマネジメントの必要性について理解できている。

2) 多様な場で生活する人々が、自らの健康が維持できるよう支援するための基礎的能力を身に付けている。 5. 専門職業人としての社会的責務を理解し、看護への探求心と学修し続ける姿勢を養う。 1) 社会や医療の動向に関心をもち、看護へのニーズを理解し、変化に対応し得る基盤をもっている。 2) 看護の実践力を向上させるために、主体的に学修に取り組む姿勢が身についている。 3) 実践の中で看護する喜びや楽しさに価値を見出し、専門職業人として看護を探究する姿勢が身についている。	
卒業の認定に関する方針の公表方法	学生には「学生便覧」を配布し内容を伝えている。 希望されるすべての方に対して、学校で閲覧又は資料配布している。

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	国家公務員共済組合連合会呉共済病院看護専門学校
設置者名	国家公務員共済組合連合会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	希望されるすべての方に対して、学校で閲覧又は資料配布している
収支計算書又は損益計算書	希望されるすべての方に対して、学校で閲覧又は資料配布している
財産目録	希望されるすべての方に対して、学校で閲覧又は資料配布している
事業報告書	希望されるすべての方に対して、学校で閲覧又は資料配布している
監事による監査報告（書）	希望されるすべての方に対して、学校で閲覧又は資料配布している

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士		高度専門士	
医療		医療専門課程	看護科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3 年	昼	104 単位時間/単位	79 単位時 間/単位	2 単位時 間/単位	23 単位時 間/単位	0 単位	0 単位
			104 単位時間/単位				
生徒総定員 数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
105 人		92 人	0 人	9 人	79 人	88 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 【授業計画書の作成・公表に係る取り組みの概要】 必要時，教育会議で授業内容や方法について評価・検討しており，11月頃行われる教育会議では，それまでの討議内容を踏まえ，次年度のカリキュラムについて検討している。また，授業修了時に学生から授業評価を取っている。これらの内容を，反映させながら授業担当者が講義前もしくは開始時までに授業計画（シラバス）を作成している。提出されたシラバスはその都度，学生に配布し，希望するすべての方には学校で閲覧または資料提供している。
成績評価の基準・方法
【授業科目の学修成果の評価に係る取り組みの概要】 学則「第5章 成績の評価，授業科目修了の認定及び卒業」は次のとおりである。 第5章 成績の評価，授業科目修了の認定及び卒業 （履修単位数及び時間数） 第21条 学生は，本学則第11条に定める授業科目について，科目ごとに定める単位数及び時間数を履修し，104単位以上3105時間以上を履修しなければならない。尚，修得単位数及び時間数は次のとおりとする。 (1) 基礎分野 14単位以上 (2) 専門基礎分野 23単位以上 (3) 専門分野 67単位（臨地実習23単位を含む）以上 （授業時間数の単位数への換算） 第21条の2 本学校の授業時間数を単位数に換算する場合において，1単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし，次のように定める。 (1) 講義及び演習については，1単位の授業時間数は15時間以上30時間までとする。 (2) 実験，実習及び実技については，1単位の授業時間数は30時間以上45時間までとする。 （単位修得の認定） 第22条 学生が所定の授業科目を履修した場合には，成績の評価を行い合格した者に対し，単位の修得を認定する。 2 成績評価は，学科試験，実習の成績その他の方法によって行う。 3 成績評価は，優，良，可，不可をもって表し，優，良，可を合格とする。 4 やむを得ない事由により試験又は実習を受けることができなかった者に対しては，追試験又は補習実習を行うことができる。 5 学科試験又は実習の成績に不合格の授業科目がある者に対して，再試験又は再履修をさせることができる。 6 成績評価並びに単位修得の認定についての細則は別に定める。 （大学や他の医療関係職種の学校養成所等で履修した単位の認定について） 第22条の2 放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で，保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表第3に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については，本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容及び時間数を評価し，本学校における教育内容に相当するものと認められる場合には，総取得単位数の2分の1を超えない範囲で，本学校における履修に替えることができる。

- ・ 歯科衛生士・診療放射線技師・臨床検査技師・理学療法士・作業療法士・視能訓練士
- ・ 臨床工学技士・義肢装具士・救急救命士・言語聴覚士

なお、保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表 3 備考 2 にかかわらず、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 40 条第 2 項第 1 号の規定に該当する者で本学校に入学したものの単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成 20 年厚生労働省令第 42 号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和 62 年厚生省令第 50 号）別表第 4 に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（平成 20 年文部科学省・厚生労働省令第 2 号）別表第 4 に定める「人間と社会」の領域に限り、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本学校における教育内容に相当するものと認められる場合には、本学校における履修に替えることができる。

（卒業の要件）

第 23 条 本学校を卒業するためには、学生は 3 年以上在学し、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 本学則に定める授業科目について、科目ごとに定める単位数及び時間数を履修している者
- (2) 各授業科目の成績評価に合格し、規定の授業科目の単位修得を認定された者
- (3) 当該学年において、欠席日数が出席すべき日数の 3 分の 1 を超えていない者

（卒業の認定及び専門士の称号の付与）

第 24 条 学校長は、本学校所定の課程を修了したと認定した者に対し、卒業の認定を与える。

2 卒業認定者には、学校長より卒業証書及び専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

原則、授業科目の時間数の 3 分の 2 以上、臨地実習は全時間数出席した授業科目に限り成績評価（認定試験）をうけさせている。但し、授業科目に複数の単元がある場合は、単元ごとに 2 分の 1 以上出席していなければ、成績評価（認定試験）をうけられない。

成績評価は、担当講師が決定し、本校で定められた基準で評価する。成績は 100 点満点の点数で評価し、60 点以上を及第点としている。80 点以上を優、79～70 点を良、69～60 点を可、59 点以下を不可とし、優・良・可が単位認定となる。

【客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要】

本校では、GPA の導入はしていない。但し、所属学年において履修した全科目の得点で個々の平均点を算出し、所属する学年での位置を個々が把握できるようにしている。

算出方法

履修科目の成績評価を点数化し、全科目の平均点を算出する。（100 点満点で点数化）

【客観的な指標の算出方法の公表方法】

学生には、「学生便覧」を配布し説明している。また、年度末には成績表にして保護者と個人に郵送している。

希望されるすべての方に対して、学校で閲覧又は資料配布している。

この旨は、ホームページで案内している。

卒業・進級の認定基準

(概要)

【卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要】

学則「第5章 成績の評価、授業科目修了の認定及び卒業」に基づき「進級・卒業の認定に関する規定」を定め卒業認定を行っている。

本校の定める在籍期間在学しており、出席すべき授業日数の3分の2以上出席し、定められた全ての履修科目の成績評価に合格し単位修得をしている者に対して、卒業認定を行っている。

本校での卒業時の特性（期待される卒業生像）は次のとおりである。

1. 生命の尊厳と高い倫理観に基づいた豊かな人間性を養う。

- 1) 生命を尊び、人間は唯一無二の存在であることを理解し行動できる。
- 2) 何事に対しても誠実に対応し、人の心に寄り添える姿勢が身に付いている。
- 3) 人々の多様な価値観、生き方を尊重し、対象の権利を守る姿勢が身に付いている。
- 4) 自己の言動に責任をもち、自律している。
- 5) 協調性を大切にし、自己の意見を述べることができ、かつ他者の意見を受け入れ人との関係性を築ける。

2. 人間を総合的に捉えるとともに、生活者として理解できる能力を養う

- 1) 看護の対象を身体的・精神的・社会的・霊的に統合された存在として捉えることができる。
- 2) 看護の対象は社会に属し、多様な文化の中で生活している人であることを理解している。

3. 臨床判断に基づいて看護が実践できる基礎的能力を養う。

- 1) あらゆる発達段階や健康レベルにある人々に対して、健康上の課題を科学的根拠に基づいて思考し看護が実践できる。

4. 人々の生命・生活を守るための保健・医療・福祉システムにおける看護の役割を理解し、多職種と連携・協働できる基礎的能力を養う。

- 1) 保健・医療・福祉システムにおける看護の役割とマネジメントの必要性について理解できている。
- 2) 多様な場で生活する人々が、自らの健康が維持できるよう支援するための基礎的能力を身に付けている。

5. 専門職業人としての社会的責務を理解し、看護への探求心と学修し続ける姿勢を養う。

- 1) 社会や医療の動向に関心をもち、看護へのニーズを理解し、変化に対応し得る基盤をもっている。
- 2) 看護の実践力を向上させるために、主体的に学修に取り組む姿勢が身についている。
- 3) 実践の中で看護する喜びや楽しさに価値を見出し、専門職業人として看護を探究する姿勢が身についている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
29 人 (100%)	0 人 (0.0%)	29 人 (100%)	0 人 (0.0%)
（主な就職、業界等） 医療（看護）			
（就職指導内容） 個人面接、セミナー参加、外部講師による講義			
（主な学修成果（資格・検定等）） ・看護師国家試験受験資格・保健師助産師学校等受験資格・大学編入学試験受験資格 ・専門士の称号			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の 数	中退率
94 人	2 人	2.1%
（中途退学の主な理由） 進路変更のため		
（中退防止・中退者支援のための取組） 個人面接、保護者面談による相談、学習支援、個々に合わせたサポート		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護科	250,000 円	460,000 円	100,000 円	施設充実費、学習教材費
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページにて公表 https://www.kure-kyosai.jp/school/curriculum.html (学校紹介「学校評価」)		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
「呉共済病院看護専門学校における学校評価に関する要綱」に基づいて実施している。学校関係者（生徒・卒業生、関係業界、専修学校団体・関係団体、保護者・地域住民、所轄庁等の学校関係者など）で構成された評価委員会が自己評価の結果について評価する。構成員は、学校長が指名し（3～5名程度）委員会は、年度初めまたは年度末、その他必要に応じて学校長が招集する。 学校外の関係者から、自己評価の結果について評価してもらい、率直な意見を求めている。意見を基に、学校運営や教育活動の改善を図り自己評価結果の客観性・透明性が高められるようにしている。 評価で明確化された課題は、次年度の方針や目標の策定、評価の実施に反映させている。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
呉共済病院	R7 年 4 月 1 日～R8 年 3 月 31 日	相談役
呉共済病院	R7 年 4 月 1 日～R8 年 3 月 31 日	看護部長
呉共済病院	R7 年 4 月 1 日～R8 年 3 月 31 日	リハビリテーション科長
学校関係者評価結果の公表方法		
希望されるすべての方に対して、学校で閲覧又は資料配布している。		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		
平成 28 年 6 月に NPO 法人看護アカデメイア幸より審査を受けた。 評価の実施については希望されるすべての方に対して、学校で閲覧又は資料配布している。		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://www.kure-kyosai.jp/school/ 又は学校案内 (問い合わせ又は申し込みにより郵送)
--